

市道伊豆山神社線修正設計業務委託

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、熱海市観光建設部都市整備課（以下「委託者」という。）が実施する「市道伊豆山神社線修正設計業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務目的)

第2条 本業務は都市計画道路である「3・6・8号熱海駅伊豆山神社線（市道伊豆山神社線）」（以下、「本路線」という。）の狹隘区間（平面図 No.2～No.4+15.00）において、都市計画道路としての計画を基に、伊豆山神社側の拡幅による交通課題の解消を目的とした局所的暫定改良を行うための修正設計を実施するものとする。

(業務内容)

第3条 業務内容は設計書記載のとおりとする。なお、業務内容に変更が生じる場合は、監督員と協議を行い、変更契約を実施するものとする。

(質疑)

第4条 本特記仕様書に記載の無い事項については、「業務委託共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）」に基づき、業務を遂行するものとし、質疑が生じた場合は、委託者と受託者の協議により定めるものとする。